

振替ループル再論

野々村一雄

本稿は、セフ加盟諸国の国際決済制度、なかんずく1964年以後の多角決済制度のもとにおける諸問題についての研究成果のひとつである。その内容上、筆者が『一橋論叢』1969年6月号に発表した「国際経済協力銀行と振替ループル」の続きであり、補完である。上の拙稿で述べたことは、本稿では省略した。

I

まず第1に、国際経済協力銀行(Международный банк экономического сотрудничества, МБЭС; International Bank for Economic Co-operation, IBEC; Internationale Bank für Wirtschaftliche Zusammenarbeit, IBWZ)の成立の経緯について、若干のクロノロギー的な細目を書きつけておこう。

まず銀行設立にいたる筋書きを書いたのは、セフの通貨・金融問題常任委員会である¹⁾。

1) この委員会は、現在 21 をかぞえるセフの常任委員会 *постоянная комиссия*; standing commission (部門別 15, 一般問題 6) (Cf. Michael Kaser, *Comecon. Integration Problems of the Planned Economies*, 2nd edition, Oxford University Press, London-New York-Toronto, 1967) のひとつで、1962年12月、セフの17回総会の決定によって作られたものである (К. Ларионов, Н. Оболенский, Плодотворное сотрудничество в области валютно-финансовых отношений, «Финансы СССР», No. 1, 1965г., стр. 35; Michael Kaser, *op. cit.*, p. 228)。本部はモスクワ、委員長はソ連邦財務大臣ヴェー・エフ・ガルブーゾフ В. Ф. Гарбузов であった (К. Ларионов, Н. Оболенский, там же.)。この委員会の名称は、ロシア語で書くと、Постоянная комиссия СЭВ по валютно-финансовым вопросам あり (К. Ларионов, Н. Оболенский, там же.), ケーザーはこれを, Standing Commission on Currency and Finance Questions と訳している (Michael Kaser, *ibid.*)。この委員会の主要任務のひとつは、域内国際決済システムの改善ないし確立にあった (К. Ларионов, Н. Оболенский, там же.)。

この委員会の設立にさきだつ 1962 年 6 月 6-7 日に、セフ加盟国の共産党・労働者党中央委員会第一書記と各国政府首脳との合同会議が開催され、多角決済制度の組織化について決定をおこなった²⁾。その結果、セフの執行委員会の委嘱により右の通貨・金融問題常任委員会が、外国貿易常任委員会の参加をえて、「振替ループルによる多角決済および国際経済協力銀行設立にかんする協定」の草案を作成した³⁾。この草案は、1963年7月 24-26 日のセフ加盟国共産党・労働者党中央委員会第一書記及び各国政府首脳会議でとりあげられた⁴⁾。これと同じ時に、モスクワでセフの第18回総会が開かれており (7月 25-26 日), ここで、右の協定はほぼ承認された。セフの執行委員会は同年10月に第9回の委員会を開き (10月 15-22 日), その特別議題として、この問題を討議し、10月 22 日「振替ループルによる多角決済および国際経済協力銀行設立にかんする協定」が、セフ加盟 8 カ国によって成立調印された⁵⁾。

通貨・金融問題常任委員会は執行委員会の委任により、主要な基本文書の草案と 1964 年 1 月に予定された協定の発効のための準備作業をおこなった⁶⁾。銀行の組織のためには、まず組織委員会 Организационная комиссия がつくられ、つい

2) К. Ларионов, Н. Оболенский, там же, стр. 36; Michael Kaser, *op. cit.*, p. 234.

3) К. Ларионов, Н. Оболенский, там же, стр. 36.

4) К. Ларионов, Н. Оболенский, там же, стр. 36; Michael Kaser, *op. cit.*, p. 234.

5) С. Г. Струмилин и др. ред., «Экономическая Жизнь СССР. Хроника Событий и Фактов 1917-1965 в двух книгах», Издание второе, дополненное, Книга вторая, 1951-1965, Издательство «Советская Энциклопедия», Москва, 1967г., стр. 762-763 ; Michael Kaser, *op. cit.*, p. 230.

6) К. Ларионов, Н. Оболенский, там же, стр. 36-37.

で 1963 年 11 月 15 日に国際銀行指導部 Правление международного банка がつくられ、この指導部がセフ加盟各国の各銀行の協力をえて、銀行業務開設の準備をした⁷⁾。このようにして、国際経済協力銀行は、1964 年 1 月 1 日に営業開始を予定され、実際には、各國政府の批准がすべておわったあとで、1964 年 5 月 18 日、モスクワに本店をおいて営業を開始した⁸⁾。

この銀行の名称について、ユージン・バビツェフ (Eugene Babitchev) が、つぎのようなエピソードを伝えている。最初この銀行の名称は、「社会主義諸国国際銀行」“the International Bank of Socialist Countries”として提案されたというのである。「社会主義諸国国際銀行」から「国際経済協力銀行」へ移った理由は種々あるが、主として非社会主義諸国を新銀行の加盟国にするための考慮から、比較的傾向的でない名称がえらばれることになったと、バビツェフは推断している。その後今日までの経過についていえば、非社会主義国銀行との取引は、現実化しているが、銀行加盟国は最初の 8 カ国にとどまっている⁹⁾。

II

国際経済協力銀行および多角決済制度の発足によって、振替ループル переводный рубль; transferable rouble という、新国際通貨が創設された。実際には、これは、ドル通貨や円通貨のように、紙幣や铸貨の形をとて、その形態で流通している通貨ではなくて、いわば帳簿上の通貨であり、

7) К. Назаркин, Многосторонние расчеты в условиях социалистического содружества стран, «Деньги и Кредит», No. 10, 1964 г., стр. 12.

8) Michael Kaser, *op. cit.*, p. 169.

9) Gregory Grossman, ed., *Money and Plan. Financial Aspects of East European Economic Reforms*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1968, p. 129. この書物は 1966 年 12 月、サンフランシスコ地方で開かれた、主題の討論会の各報告を集めたもので、そのなかに、Eugene Babitchev, The International Bank for Economic Cooperation がおさめられている。バビツェフの当時の所属は、Federal Reserve Bank of New York となっている。

カテゴリーであると思われる。この、新通貨の本質ないし性格規定は、アーロトレイデルによつてなされている¹⁰⁾。

ロトレイデルは、ソヴェト・ループル советский рубль, 清算ループル клиринговый рубль, 振替ループルの三者を区別し¹¹⁾、その区別を域内国際決済の時期的な形態区分とかかわらせる。すなわち、ここでソヴェト・ループルとは、ソ連邦の国内通貨としてのループル、および、右のループルが部分的に外国貿易の決済手段として使われていたさいのループル通貨をさしており、清算ループルとは、セフ域内で主として双務決済システムがおこなわれていた際の決済上の計算単位となつたループル通貨をさしている¹²⁾。これらの時期区分および 3 つのループルについて、ロトレイデルは、つぎのように述べている。

第 1 の時期。1949 年以前。1947 年から 1949 年まで、ソ連とアルバニア、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアとの貿易上の為替決済は米ドルで、チェコスロヴァキアとはクローネで、中華人民共和国、モンゴル人民共和国、ドイツ民主共和国とはループルでなされた¹³⁾。これによると、当時、セフ加盟諸国間で、ソヴェト・ループルが国際通貨として機能していた範囲は、かなり狭かったと考えていい。

第 2 の時期。1950 年 3 月から 1963 年 12 月まで。これはいわば清算ループルの時期である。ロトレイデルは、清算ループルの成立を、ソヴェト・ループルの米ドル基礎から金基礎への移行とかかわらせている。私見によれば、この、いわゆる「金基礎への移行」は、文字通りに解するべきではないし、むしろ、セフの域内貿易が一定期間の経験を累積し、その規模が拡大した段階で、その盟主としてのソ連の威信が増大し、したがって

10) А. Ротлейдер, О природе и роли переводного рубля, «Деньги и Кредит», No. 12, 1967 г.

11) А. Ротлейдер, там же, стр. 27.

12) А. Ротлейдер, там же, стр. 28, ここでいう「清算ループル」とは、ロトレイデルの《клиринговый рубль》の筆者仮訳であるが、このロシア語をかりに英訳すれば、clearing rouble となる。

13) А. Ротлейдер, там же, стр. 28,

また、ソヴェト・ルーブルの威信が域内で一応承認されたことにより、国際決済手段としてのルーブルの流通範囲の拡大に域内諸国の同意がえられたものと解したい¹⁴⁾。

ロトレイデルは、清算ルーブルの特徴としては、それが2国間清算のみに使用可能であること、第3国に使用するときは相手国の同意を必要とするなどをあげている。彼は、この清算ルーブルが、1964年のはじめまで約15年間使用されたことを指摘して¹⁵⁾、そのあとで振替ルーブルの性格規定にはいる。

第3の時期。1964年1月以降は振替ルーブルの時期である。ロトレイデルは、振替ルーブルの

14) ルーブルが「金基礎にたつ」硬貨 hard currency であるかどうかについて、西側からは根本的な疑問が出されている。たとえば、ユージン・バビツエフ。——「ソヴェトの宣伝は好んで、ルーブルを広く承認された国際通貨であり、世界中でただひとつの、硬い、金内容をもつ通貨であるとしている。しかし実際には、ルーブルは、言葉のいかなる意味においても金通貨ではない。というのは、国内で金兌換はできないし、外国人のもっているルーブル残高は自由に金と交換することもできないからで、事実上ルーブルは『国際通貨』でさえない。」(Gregory Grossman, ed., *op. cit.*, p. 130.) いまひとつ。——「(セフ加盟諸国の)各通貨の金平価(gold parities)は、人為的なもので……、金内容と、また、各国の通貨単位の比較購買力とも、何らの関係をもたない。為替相場(exchange-rate)決定にかんする諸問題は、共産圏の経済文献では極度にあいまいな仕方で論じられており、どのようにしてこれらの相場(rates)が実際に設定されたのであるかは、いまなお謎である。おそらく、各国通貨を金にリンクさせるにいたった動機は多分に政治的かつ心理的なものであり、共産圏通貨の威信と、その価値にたいする信頼を増大することを考慮したためであろう。さらに金本位の尊重はカール・マルクスの教説と一致するからであろう。しかしながら、現状においては、商取引は国内経済とはつりあわない価格で実行されるので、金平価(gold parities)と為替相場(exchange rates)は、ほとんど意味をもたない。価格は一般的に協定された、まにあわせの(conventional)単位で表現されており、それはたまたまルーブルであるというだけで、ドルまたはスターリングを含む他のいかなる計算単位であってならないということもない。」(Gregory Grossman, ed., *op. cit.*, p. 132) ここでは、これ以上この問題にたちいることはやめよう。ただ、ソヴェト側のいわゆる「金基礎にたつ」ということが、西側の把握からすれば、上述のことを意味するという点だけを示しておけば足りる。

15) A. Ротлейдер, там же, стр. 28.

本質およびそのソヴェト・ルーブルとのちがいをつきの5点としている¹⁶⁾。

(1) 振替ルーブルは、国際経済協力銀行加盟国の大統領のための通貨である。ソヴェト・ルーブルは、ソ連1国の通貨であり、貨幣単位である。

(2) 振替ルーブルは、商品の輸出、サービスの提供、または、国際経済協力銀行の信用供与によってはじめて現われる。ソヴェト・ルーブルについていふと、価値章標 знак стоимости としての一定量のソヴェト・ルーブルが、貨幣流通の法則を考慮しソヴェト政府の確認した計画にしたがって、信用を基礎にして、ソ連邦国立銀行によって発行されるのである。

(3) 振替ルーブルは、国際経済協力銀行加盟諸国間の貿易取引のための支払の通貨であり、信用授受のための通貨であって、ソ連国内の流通に使用することはできない。また、ソヴェト・ルーブルは、国際経済協力銀行加盟諸国間の、振替ルーブルによる貿易上の支払のために直接使用することはできない。

(4) 振替ルーブルの国民通貨への換算(この場合はソヴェト・ルーブルへの換算)、および国民通貨の振替ルーブルへの換算は、多角決済にかかる協定第8条の規定にしたがって一定の係数プラス割増(また割引)の交換率にしたがって、なされる。

(5) 振替ルーブルの金含有量は国際経済協力銀行加盟国の大統領によってのみ決定され、変更されうる。ソヴェト・ルーブルの金含有量はソ連邦内閣によって決定され、もし必要があればソ連邦内閣の決定によって変更しうる。

ロトレイデルは、このようにのべたあとで、つぎのように言う。「これらすべてが示しているように、振替ルーブルとソヴェト・ルーブルとの間には、原則的な差異がある。それは、振替ルーブルとポーランドのズロティ、振替ルーブルとルーマニアのレフ、振替ルーブルとチェコスロヴァキアのクローネとの間の差異と同じである¹⁷⁾。」

私見によれば、ロトレイデルがここでいってい

16) А. Ротлейдер, там же, стр. 29-30.

17) А. Ротлейдер, там же, стр. 30.

ることは、つぎのように要約しうるであろう。すなわち、この新国際通貨は、たまたまソヴェト・ルーブルと同じ名称と金純分をもったものとして出発したが、両者は、その機能において、その発行の形態において、その流通領域において、全然別のものである。それは、あたかもポーランドのズロティ、ルーマニアのレフ、チェコスロヴァキアのクローネ、その他任意のセフ加盟国の国民通貨とこの国際通貨とが完全に別物であるのと同じである。ソヴェト・ルーブルを振替ルーブルに、また振替ルーブルをソヴェト・ルーブルにするためには一定の交換率による交換手続きが必要であり、また、金純分はたまたま同一であるが、その変更手続は全然ことなるし、したがって、将来において、この両者の金純分が相異なる場合もある。

III

ルーブルの交換性問題についての相対立する議論については、さきに発表した拙論のなかでも、簡単な紹介をしておいた¹⁸⁾。ここでは、この問題について、ドイツ民主共和国の雑誌『外国貿易』*Aussenhandel*に発表された、2人の経済学者の意見を、補充的にやや詳しく紹介しておこう。

サルキエヴィッヂ H. G. Szalkiewicz は、雑誌『外国貿易』*Aussenhandel*の1965年第9号に発表した論文のなかで、双務決済と多角決済を比較して、つぎのように述べている。双務決済には、それにふさわしい商品構造があり、多角決済にもそれにふさわしい商品構造がある。「たとえば、それを輸入する多くの国々にとって大きな意味をもつ商品について、需要が供給を上廻る場合には、国際貿易における商品構造の多面的な調整はきわめて困難であろう。」¹⁹⁾原則的には、平行

18) 拙稿「国際経済協力銀行と振替ルーブル」『一橋論叢』1969年6月号 20-27ページ、参照。

19) H. G. Szalkiewicz, Die Ausnutzung des multilateralen Clearings zur Vertiefung der wirtschaftlichen Zusammenarbeit zwischen den sozialistischen Ländern, *Aussenhandel*, Nr. 9, 1965, S. 36.

生産ないしは市場向けでない生産の存在する場合にも、同様の結果が現われる。このような事情の存在が、多角決済でなくむしろ双務決済を維持してきた理由である。しかし社会主義的世界経済が発展するにつれて、双務決済は桎梏となった。社会主義体制全体の規模で、商品生産を調整し、国際貿易の商品構造を調整するために、多角決済が必要となってきた。したがって逆に、多角決済の下では、この多角決済制(Multilateralität)と国家間の貿易および支払の計画性(Planmässigkeit des zwischenstaatlichen Handels und Zahlungsverkehr)とを結合することが必要である。だが、その必要がみたされているとはいえない事情にあり、そこから今度のような問題(交換性論議)がおこるのである。したがって、支払バランスの調整を支援するように、国家間の経済関係にたいするセフの指導を改善することが必要である。それは窮屈には、全体的規模での生産の専門化と協同化を必要とする。全体的規模での専門化と協同化にもとづいて、国際貿易の商品構造の多面的な調整が可能となり、これによって、多角決済の下における1国ないし数カ国規模での国際収支のアンバランスを是正することができる。

このプロセスは、サルキエヴィッヂによると、つぎの2つの方法によって具体化される。第1は、原料、機械、設備などのうち、長期にわたって関係国の供給が需要を超過するようなものについては、双務的な商品引渡協定ではなく、もっと高次の次元で、調整を実施するようとする。第2に、契約締結のやり方をかえ、国家間の商品交換がより高度の機動性をもちうるようにすること²⁰⁾。この2つは言葉をかえて言うと、長期にわたり、多面的な需給関係を考慮して、1つの相手国だけでなく、セフ加盟諸国全体を見通して、貿易契約をむすぶことを意味するのであろう。つぎに、「関係商品にたいする供給バランスおよび分配バランスを作成し、それによって個々の国の引渡し義務を確定する。」²⁰⁾そこからさらに進んで、長期にわたる需給の調整、総合バランス Gesamtbilanz の作成、関係各国の間でこの総合バランスを確認し、

20) H. G. Szalkiewicz, a. a. O. S. 37.

それによって、各国の供給および受取義務を確定し、長期の貿易協定を見透しつつ各年協定をきめる。このような操作によって、各国の支払バランスの恒常的偏在的な赤字を克服しうるという。また、そのさい多角決済制度が経済的テコとなる。国際経済協力銀行の信用及び利子は経済的な調整手段として、重要になる。すなわち、自国の供給及び受取義務を正確に遂行できず、恒常的な赤字を出した国にたいして銀行は信用を与えるが、そのさいには応分の利子をとるというやり方での調整がおこなわれる。したがって、支払超過にたいして自動的に信用が供与され、しかもかなりの部分まで無利子であるという従来の政策は、停止されねばならない。

ここでサルキエヴィツチの議論の趣旨を要約すると、つきのとおりである。

(1) 多角決済制度は、各国の経済の一定の発展段階と社会主義的国際貿易の一定の発展段階の上に出現したものである。

(2) 多角決済制度と貿易の計画化とを結合すべきである。各国の決済バランスの過不足がおこるのは、この計画化の不足である。計画化を進めずして、ループルの交換性云々をいうのは、正しくない。

(3) 計画化は、最終的には全セフ的な規模での商品バランスの作成と、それにもとづく各国の生産及引渡義務の確定と、その忠実な履行にある。

(4) 多角決済下の信用と利子とはその目的のために利用されなくてはならない。

このようにして、サルキエヴィツチは、社会主義的国際分業体制の構築が多角決済下における各国の国際収支のアンバランスを是正しうるものであるとして、少数の受取超過国に金ないし、交換性通貨を賦与することは、逆に、社会主義下における価値=市場関係の正しい処理ではなく、社会主義的多角決済制度の意味を没却するものであると結論している。

つぎにコロッホ K. Kolloch は、同じ『外国貿易』の 1966 年第 2 号に発表した論文のなかで、サルキエヴィツチの議論を承認した上でヨーロッ

パ支払同盟(European Payments Union, EPU, ドイツ語では EZU)(1950—1958 年)の実例と経験とともにとづいて、いわゆる「交換性論者」の主張がいかに有害な結果を導き出すかを論じている。

まず、ヨーロッパ支払同盟のように、一定の限度および割合で、支払を金またはドルでおこない、部分的に信用を利用するとどうなるかとたずねる。その場合、第 1 に、加盟諸国は、双務決済における赤字を警戒し、貿易を双務的に考えるようになり、その結果輸入制限に導く。第 2 に、社会主義市場の犠牲において、資本主義市場の貿易を拡大しようとする。何となれば、金やドルは、これらの市場への輸出によってのみ獲得されるからである。この 2 つの結果はセフの国際的協力には有害に作用する²¹⁾。

つぎにヨーロッパ支払同盟の経験からみて、域内諸国の支払超過部分の一部を金または交換性通貨で支払うという取りきめは、つきの 2 つの有害な結果を招來したと指摘している。すなわち、その第 1 は、ヨーロッパ支払同盟内部が債権国と債務国とに分解したことであり、第 2 に同盟全体がアメリカの債務者になったことである。何となれ

21) K. Kolloch, Fragen der Währungskooperation zwischen den RGW-Ländern, *Aussenhandel*, Nr. 2, 1966, S. 24, この点については、さきに引用した、「西」側の専門家であるバビツェフも同じ意見を探っている。彼は、つぎのように言っている。「第 1 に、交換性は、コトリツキーの所論とは反対に、域内貿易の縮少を招くものと考えられる。もしコメコン内の多角貿易から生じた支払超過が金または硬貨の負債となるならば、コメコン加盟各国は、銀行加盟国との取引についても、交換性通貨地域との取引関係に関してと正に同じ程度に慎重ならざるをえなくなるであろう。これの論理的系論は、もしも受取超過が(振替可能になるだけでなく、同時に) convertible になるとすれば、その保有国はそれを他のコメコン銀行加盟国からの輸入に使わず、その代りに金または硬貨を要求して、西側から必要な品物を買付けるであろう、ということになる。このようにして、東の軟貨と西の硬貨との差異は、より無意味なものとなり、ブロック諸国は西側からの競争にたいして、より無防備となる。銀行加盟国は、西側で売れない品物をコメコン市場で投売するための強い誘因を持っているだろうから、その結果として、域内貿易で取引される商品の品質の低下が予想されうる。」(Gregory Grossman, ed., *op. cit.*, p. 151)

ば、金またはドルによる支払は、アメリカによるたえざる援助によってのみ続けえたからである²²⁾。

このさい、ヨーロッパ支払同盟加盟諸国は主要資本主義国を含んでおり、それらは特恵的な貿易制度の恩恵を受けていた国々である。そのような国々ですら、以上にのべたような有害な結果を甘受せざるをえなかつたが、大部分が小国であり、経済発展水準も低いセフ加盟諸国については、その点はどうなるであろうか。蓋し、想い半ばにすぎるものがある。

以上の考察からして、コロッホもまた、セフ内部へ金または交換性通貨による支払の義務制を導入することに反対する。そしてサルキエヴィツチと同様に、信用及び利子政策の効果的な運用を勧告するのである。

IV

つぎに、国際経済協力銀行の利子政策 процентная политикаについて、のこされた紙数で、簡単に問題点を指摘しておこう。最初、国際経済協力銀行の信用=利子政策については、無利子ないし低利率が、ほむべき利点だとする説もあった。たとえば1964年10月の『貨幣と信用』《Деньги и Кредит》に発表されたミトロファノヴァ H. Митрофанова の意見がそれである²³⁾。また事実、国際経済協力銀行の発足当時は、無利子部分が多く、また、利子率を differentiate する考え方もなかったようである。バビツェフの要約によれば、決済信用は年利率 2%，季節信用その他の信用は 1.5—2.0%，期限をすぎた場合のペナルティ・レート (penalty rate) が 3% であった。無利子部分

は年間の貿易量にしたがって比率がきめられたといふ²⁴⁾。

このような、初期の利子政策にたいして、第1に、無利子部分の縮小、第2に、信用の種類及び期間に応じて差別的な利子率 (более дифференцированные процентные ставки) を採用することが提案された。スリャーエヴァ Л. Суляева は1967年5月に書かれた、「セフ加盟諸国の外国為替・金融面における協力」という表題の論文のなかで、つきのように述べている。「信用関係の主要な側面は、貸付金の利用にたいする利子支払である。借入金の運動と利子との関係は、借入金のより効率的な利用のための物質的刺激の広汎な可能性、貿易協定および支払義務の履行にたいする信用機構の介入の強化をもたらす。信用関係の拡大は、利子の徴収機構のより良い利用を要求する。このことと関連して、信用の種類と期間に応じた差別的な利子率を採用することが合目的的であろう。」²⁵⁾その発表の時期からみると、この頃から、ようやく、利子政策の重要性と、無利子信用の縮少、利子率操作の意義などが、国際経済協力銀行の内外で意識され、実行に移されはじめたことを示している。右のスリャーエヴァは、無利子部分を3日以内の決済信用または各国銀行の年々の取引額の 0.7—0.9% に縮少すべきことを提案している。1966年に国際経済協力銀行の銀行会議が全加盟国の年間取引額の 2.5% を無利子信用の上限としたのは、このような主張に応じたためであるともいっている²⁶⁾。この問題については、別の機会に、これに續く拙稿のなかで、さらに詳しくとりあげたいと思う。

22) K. Kolloch, *a. a. O.* SS. 24—25.

23) Н. Митрофанова, Международный социалистический кредит, «Деньги и Кредит», No. 10, 1964 г., стр. 82.

24) Gregory Grossman, ed., *op. cit.*, pp. 139—140.

25) Л. Суляева, Валютно-финансовое сотрудничество стран-членов СЭВ, «Плановое Хозяйство», No. 5, 1967 г., стр. 79.

26) Л. Суляева, там же, стр. 81.